
第5編 鉄道災害対策

< 鉄道災害対策 >

■ 基本的考え方

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、又は地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全課、消防本部
------	---------

第1章 災害予防計画

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講ずる。

第1節 鉄道状況

市の中央部にJR常磐線が走っている。

市内には鉄道駅が存在しない。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 情報の収集・連絡体制の整備

1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な鉄道災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、「第2編 風水害対策 第1章第8節 情報通信設備等の整備計画」に準ずる。

2. 災害応急体制の整備

1) 職員の体制

市及び道路管理者は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知する。

2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。そのため、市は応急活動及び復旧活動に関して、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関との連携を強化しておく。

市では、「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、周辺各市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の具体化を図っていく。

消防本部及び消防署では、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき周辺の広域消防体制を具体化するとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3. 救助・救急、医療及び消火活動への備え

1) 救助・救急活動への備え

市及び消防機関は、災害時に迅速に救助・救急活動が行えるよう、救助工作車、救急車、照明車両等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 震災対策 第1章第3節 3 医療救助活動への備え」に準ずる。

3) 消火活動への備え

鉄道事業者及び消防機関は、平常時から機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

4. 緊急輸送活動への備え

道路管理者は、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じて「災害時における交通誘導・警戒業務に関する協定」（平成9年7月2日締結）に基づき、警備業者の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5. 関係者等への的確な情報伝達活動の備え

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について予め計画しておく。

6. 防災訓練の実施

市は、県及び鉄道事業者と連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施に当たっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに、様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努める。

第2章 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市及び関係機関は次の対策を講ずる。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

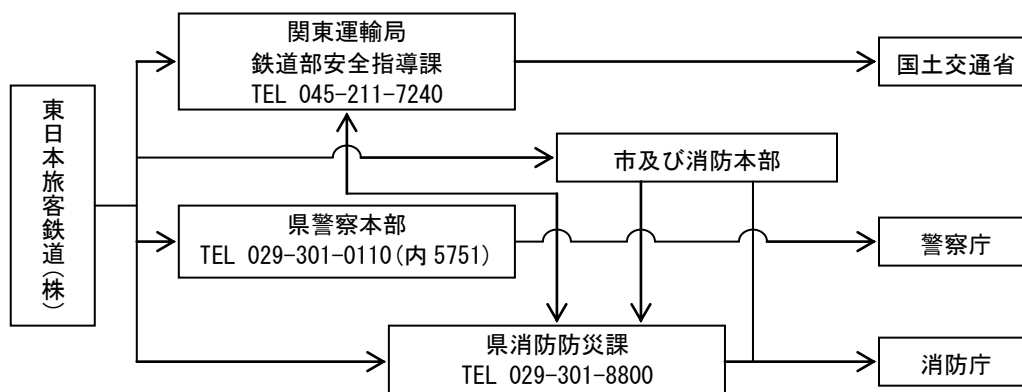
1. 災害情報の収集・連絡

市は、大規模な鉄道事故の発生連絡を受けた場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2. 鉄道災害情報の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	防災課応急対策室	03-5253-7527 (宿直 03-5253-7777)
関東運輸局	鉄道部安全指導課	045-211-7240 (各鉄道事業者通知済職員宅：通知済みの電話番号)
茨城県	消防防災課	029-301-8800 (同左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)
東日本旅客鉄道(株)	水戸支社運輸部指令室	029-255-3140 (同左)

第2節 活動体制の確立

1. 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、又は、その他の状況により市長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・政策経営課 ・社会福祉課 ・道路建設課 ・農林水産課 ・下水道課 (各課の課長補佐、係長1名、他1名を配備) 注)下線は危険物流出の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・秘書広聴課 ・情報広報課 ・健康長寿課 ・環境保全課 ・観光商工課 	災害警戒本部を設置する
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、又は、その他の状況により市長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に挙げる課の全課員 ・その他の課は、鉄道災害応急対策が円滑に行える体制 	災害対策本部を設置する

2. 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> 1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 2) その他市長が必要と認めた場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 鉄道事故による多数の死傷者の発生のおそれがなくなった場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 鉄道事故災害応急対策を概ね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

3. 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 広域的な応援体制

市内において鉄道事故による災害が発生し、本市のみによる応急対策等が困難な場合は、「第2編 風水害対策第2章第26節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

5. 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害対策第2章第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1. 救護・救急活動

消防機関は大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請する。

2. 資機材等の調達等

消防機関は、原則として消火及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3. 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害対策 第2章第17節 医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害対策 第2章第11節 11 避難所の開設及び運営」の心のケア対策に準じて実施する。

4. 消火活動

消防機関は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、市は、発災現場の市町村からの要請又は、相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4節 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は、「第3編 震災対策 第2章第5節 1 避難行動」に準じて実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制に当たっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し、理解を求める。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 震災対策 第2章第3節 3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

1. 情報伝達活動

市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、的確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

また、視覚障害者に対する広報は、防災行政用無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な媒体により情報を提供する。

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性等、地域に与える影響
- ・その他必要な事項

2. 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 震災対策 第2章第9節 5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「6 行方不明者の捜索」に準じて実施する。

第8節 災害復旧

鉄道事業者は、応急資材の確保については、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急調達体制の確立等により、迅速な供給を図る。

また、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。その際には、二次災害が発生せぬよう十分に現地の保安体制を強化するよう努める。

なお、災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。